日野市会計事務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 11 月 11 日

日野市長　古賀壮志

日野市規則第　９７　号

日野市会計事務規則の一部を改正する規則

日野市会計事務規則（平成６年規則第14号）の一部を次のように改正する。

第90条第１項第４号中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

付　則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の日野市会計事務規則の規定は、令和８年10月１日から適用する。